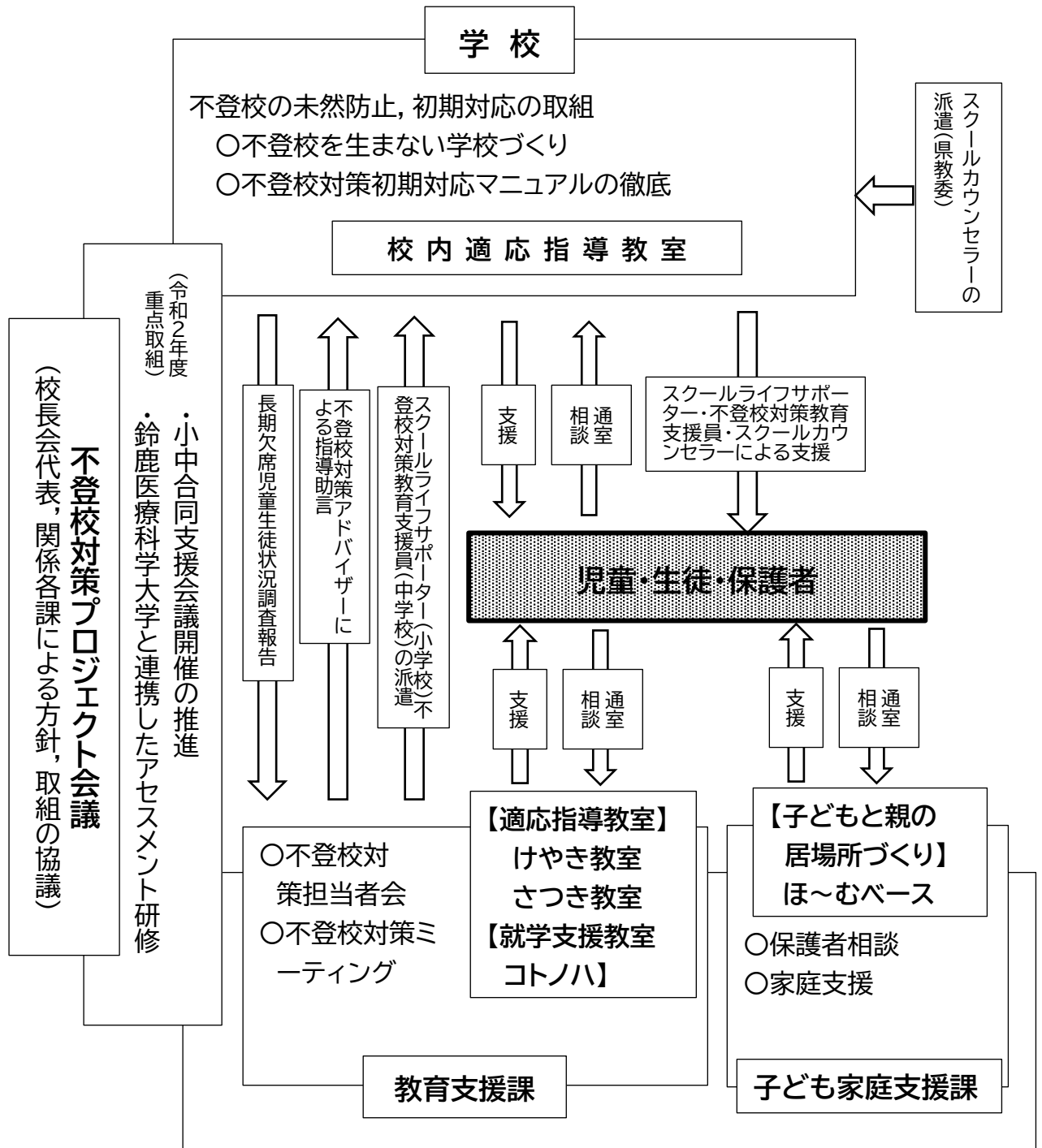


第8章 児童生徒及び学校の支援体制の充実

1 不登校児童生徒の支援

「新たな不登校を生まない」という不登校対策に基づいて、不登校を生まない学校づくりや、早期発見・早期対応に取り組むとともに、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、関係機関と連携し支援を行う。

鈴鹿市における不登校対策（令和2年度）



(1) 不登校を生まない学校づくり

すべての児童生徒が、日々の授業や学校生活の中で、「学校に来ることが楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」の取組を推進する。

(2) 早期発見・早期対応

不登校児童生徒の欠席状況調査や学校訪問等を通して実態把握に努め、早期発見・早期対応に取り組む。

①早い段階で情報共有を行い、組織で対応

市内小中学校が一体となって不登校対策を組織的に行うため、不登校対策プロジェクト会議において、方策や取組を協議し、発信する。

また、「不登校対策初期対応マニュアル」に基づいた取組の定着を進める。

②スクールライフサポーターの配置

スクールライフサポーターを小学校の実情に合わせて配置し、不登校傾向にある児童の心の悩みや不安、ストレスを和らげ、登校や学校生活の支援等を行い、不登校の初期対応に役立てる。令和2年度は20校に配置した。

③不登校対策教育支援員の派遣

教員OB等を不登校対策教育支援員として中学校の実情に合わせて配置し、家庭訪問や校内適応指導教室等において、学習支援や相談等を行う。令和2年度は4校に配置した。

(3) 不登校対策アドバイザーの配置及び鈴鹿医療科学大学との連携による学校支援

校長経験者である不登校対策アドバイザーが、不登校対策に関して各学校への指導・助言を行う。また、鈴鹿医療科学大学の教授等を講師として招請する研修講座や中学校不登校対策担当者ミーティング等を開催し、教職員の資質向上を図る。

(4) 不登校対策に係る関係機関の連携

教育支援課、子ども政策部子ども家庭支援課が情報を共有し、学校とともに児童生徒・家庭への総合的な支援を行う。

(5) 多様な学びの場の保障

不登校児童生徒の状況に応じて、「学校に登校する」「学級に復帰する」ことだけでなく、多様な学びの場としての居場所の機能と学習保障を目指す。

①適応指導教室の運営

「けやき教室」「さつき教室」を運営し、不登校の子どもたちに居場所を提供する。学びの保障を学校生活への復帰や社会的な自立に向けて、中心にソーシャルスキルトレーニング等を取り入れ、創作活動、スポーツ活動、園芸活動、調理活動、社会体験活動といった様々な体験活動にも取り組む。

不登校児童生徒の保護者支援として「ほっとさろん」を開催し保護者が思いを共有し合う場を設ける。

また、三重大学教育学部と連携し、大学生と通室生との交流会の実施や教育実地研究生の受入れを行う。

②ICT機器の活用

子どもの状況に応じて、適応指導教室に配布されたクロームブックを活用した基礎学力の定着や学習意欲の向上等につなげる取組を検討する。

2 生徒指導の支援

- (1) 小中学校（幼稚園）の校種間の交流を図り、系統的な一貫した生徒指導体制を充実する。
- (2) 気がかりな児童生徒に対する家庭訪問や指導を支援し、問題行動の未然防止を図る。
- (3) 各中学校区で行われている「あいさつ運動」「いじめ未然防止活動」「規範意識向上活動」の取組を支援し、全市的な取組として推進する。
- (4) 生徒会研修会を実施し、生徒の主体的な健全育成活動を支援する。
- (5) 万引き防止教室，携帯電話インターネットの正しい使い方教室や薬物乱用防止教室を実施し，非行防止の啓発活動を行う。



中学校あいさつ運動



生徒会研修会

3 青少年対策の推進

(1) 青少年への支援

問題行動が心配される児童生徒や，その保護者を対象に，子ども政策部子ども家庭支援課や鈴鹿警察署など，各関係機関と連携を図りながら，学校・家庭・地域社会への望ましい適応や行動に向けた支援を行う。

また，子ども政策部に設置した青少年対策連絡調整会議において策定された「子どもの健全育成推進基本計画」に基づき，学校，家庭，地域社会，関係機関が連携を図りながら，市民総ぐるみによる青少年の健全育成を目指した支援を行う。

(2) 広報啓発活動

青少年の非行防止と健全育成などについて，市民の意識向上を目指し，チラシやパンフレットの配布など関係機関・団体と連携した広報啓発活動及び青色回転灯装備車を活用した街頭広報活動等を実施する。

また，教育委員会 facebook (<https://www.facebook.com/edu.suzuka>) を活用し，保護者や市民への情報提供及び広報啓発活動を実施する。

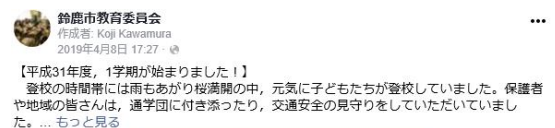
※教育委員会 facebook に掲載した健全育成に関する情報の件数⇒令和元年度 37 件

(3) 調査研究活動

青少年の非行や問題行動の分析及び統計処理を実施する。また，講演会や研修会等でこの調査結果を活用し，非行防止等への意識向上を図る。

(4) サポート体制の充実

問題行動を繰り返す児童生徒について，関係機関・団体と連携し，児童生徒や保護者へのサポート活動を推進する。



教育委員会 facebook

4 安全で安心な生活環境の推進

(1) 青色回転灯パトロール車でのパトロールの実施

青色回転灯パトロール車による登下校時等のパトロール活動を積極的に実施する。

(2) 安全安心パトロールの実施

地域・保護者・学校が一体となって組織されている各小中学校区パトロール隊の活動を支援し、安全安心の取組の充実を図る。

また、地域の自主防犯団体や事業所等との連携を図るなど、安全安心ネットワークの充実を図る。



青色回転灯装備車

(3) 防災行政無線の活用

不審者や登下校時における犯罪等、全小中学校に対して緊急を要する一斉連絡が必要な場合に、平成23年3月に導入された防災行政無線を活用する。また、初動体制の確認を兼ねた「防災行政無線活用訓練」を年1回実施する。

(4) 不審者情報のメール配信

子どもに危険の及ぶ恐れのある不審者情報をパソコンや携帯電話にメール配信する市の「メルモニあんしんメール」を活用し、保護者や市民へ情報提供を行う。

(5) その他の安全対策

- ① 安全マップづくりを推進する。
- ② 鈴鹿警察署と連携して幼稚園や小中学校での防犯教室を実施する。
- ③ 学校の防犯マニュアルの整備や防犯訓練の充実を図る。
- ④ 幼児児童に防犯ホイッスル等の携行の徹底を図る。
- ⑤ 交通防犯課と連携した交通安全教室を実施する。



警察と連携した防犯教室



防犯ホイッスル寄贈

- ⑥ 「鈴鹿市通学路交通安全プログラム」にもとづき、警察や道路管理者と連携して、通学路危険箇所合同点検を実施し、危険箇所の改善を図る。また、通学路等の点検箇所や改善状況を、教育委員会のホームページに掲載する。



合同危険箇所点検



通学路危険箇所点検連絡会議

5 地域ぐるみの教育の推進

平成 23 年 4 月 1 日に、市内全ての公立小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、各学校に保護者や地域住民による学校運営協議会を設置した。この背景には、平成 16 年度から取り組んできた「学びのネットワークづくり」と「安全安心のネットワークづくり」を基盤とした地域ぐるみの教育の推進がある。

各学校では、定期的に学校運営協議会を開催し、地域の声を生かした学校教育活動に取り組むとともに、地域・家庭・学校が一体となって、学校の教育課題の解決や改善を図るなど、開かれた学校づくりを推進する。

また、地域ぐるみの開かれた教育の充実を図るため、教職員、学校運営協議会委員等を対象とした研修会などを開催する。

※教育課題改善に向けた学校運営協議会開催回数
⇒令和元年度のべ 245 回



学校運営協議会



コミュニティ・スクール推進研修会

